

松戸市稔台市民センターの指定管理者の指定について

松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年条例第24号)第5条第1項の規定に基づき、松戸市稔台市民センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定します。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称・所在地

松戸市稔台市民センター(松戸市稔台七丁目1番地の5)

2. 指定管理者となる団体

松戸市稔台七丁目1番地の5

稔台連合町会

会長 坂本 正喜

3. 指定管理の期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで(2年間)

4. 選定理由

審査委員会における評価が総合的に良好であったため

5. 選定審査手順

- ・申請書類受付
令和3年8月31日(火)
- ・公の施設の指定管理者候補者審査委員会
第1回:令和3年10月1日(金)
第2回:令和3年10月11日(月)
第3回:令和3年10月13日(水)
- ・指定管理者候補者審査結果答申
令和3年10月13日(水)(審査委員会→市長)
- ・松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案提出
令和3年11月30日(火)
- ・松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案議決
令和3年12月15日(水)
- ・指定管理者の告示
令和3年12月22日(水)
- ・指定管理者への指定の通知
令和3年12月22日(水)